

令和 6 年 9 月 6 日

特定非営利活動法人松阪歴史文化舎 様

松阪市産業文化部観光交流課・文化課

令和 6 年 8 月 26 日付で提出のあった、豪商のまち松阪観光交流センター、旧長谷川治郎兵衛家、旧小津清左衛門家及び原田二郎旧宅指定管理者募集要項等に関する質問書に対し、以下のとおり回答します。

○募集要項 P10 5 経費に関する事項 (3)指定管理料について ②指定管理料（提案時の上限額）について

(1)各年度における指定管理料の上限額が示されていますが、豪商のまち 観光交流センター、旧長谷川治郎兵衛家、旧小津清左衛門家、原田二郎旧宅それぞれ施設ごとに指定管理料の算出根拠となる収支の金額について教えてください。

(回答)

指定管理料の算出根拠となる内訳は以下のとおりです。なお、文化財施設ごとの積算は行っておりません。

(単位：千円)

項 目		全体	(内訳)	
			豪商のまち 松阪観光交 流センター	旧長谷川治 郎兵衛家、旧 小津清左衛 門家、原田二 郎旧宅
支出	人件費	54,144	(17,681)	(36,463)
	管理費（公課費等含む）	21,419	(9,814)	(11,605)
	事業費	8,157	(4,142)	(4,015)
	計（A）	83,720	(31,637)	(52,083)
収入	施設利用料	80	(0)	(80)
	事業収入	3,650	(2,500)	(1,150)
	入館料	7,000	(0)	(7,000)
	計（B）	10,730	(2,500)	(8,230)
支出（A）－収入（B）		72,990	(29,137)	(43,853)
< >は調整		<72,991>	<29,138>	<43,853>
指定管理料上限額		72,991	*****	*****

(2)令和4年8月の4施設指定管理者募集要項の各年度における指定管理料と今回令和6年8月の4施設指定管理者募集要項の各年度における指定管理料との差、減額2,251,000円となっていますが、その減額理由について教えてください。

(回答)

指定管理料の上限額の算定については、基本的にはこれまでの実績及び現在の体制等を考慮し算定をしております。“令和4年8月の4施設指定管理者募集要項の各年度における指定管理料”と書かれていますが、前回選定時（令和3年8月）との比較において2,251,000円減額していることについて、詳細はお答えできませんが項目別の主な理由は次のとおりです。

①事業費

コロナ前の日常が戻りつつある中、松坂城跡周辺の歴史文化ゾーンにおける魅力を効果的に発信し、滞在時間の延伸や満足度の向上に繋げていただく事業に重点を置くため、1,066千円増額しています。

②管理費

光熱水費等の物価上昇分を考慮しつつ実績等を踏まえ精査し、約1,500千円減額しています。

③人件費

人件費については「民間委託等平均給与」に基づき積算しており、現状の管理運営状況を考慮し、必要最小限と思われる人数を設定した結果、会計年度任用職員2人を削減し、16人体制から14人体制としたもので、約2,180千円減額しています。

④収入

前回選定時は、事業収入や入館料など約11,100千円を見込んでいます。令和7年度以降の収入は、実績を参考に積算して10,730千円とし、370千円低く見積もっています。

(3)今後、最低賃金の引き上げなど人件費の上昇が見込まれますが、人件費の積算においてこれらの状況を加味されていますか。

(回答)

人件費については前述したとおり、現在の「民間委託等平均給与」に基づき積算しており、見込みのものについては考慮しておりません。

○4施設指定管理者募集要項P9 2.大規模改修工事期間中における指定管理料について

令和9年度以降は工事を行いながらの公開となり公開範囲が一部制限されますが、この期間中における指定管理料の積算にあたり入館者数及び入館料の考え方を教えてください。

さい。また、この期間中の運営状況により指定管理料の変更もあり得るか教えて下さい。

(回答)

現時点では工事の詳細が明らかでなく、指定管理業務の状況も把握できないため、令和9年度以降の指定管理料の積算における入館料の扱いについては考慮しておりません。大幅な変更が生じる場合はあらためて事業計画を提出していただき、年度協定において指定管理料の額も定めることとしたいと思います。